

# お茶の水女子大学学報

第 58 号

お茶の水女子大学庶務課発行

## 目 次

関係法令	1
学内規程	2
人事	7
学事	11
日誌(抄)	14
誌報	15

## 関係法令

### 【政 令】

- 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(政令第289号)(文部省)(8月8日官報)
- 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令(政令第296号)(総理府-本府)(8月27日官報)
- 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令(政令第299号)(大蔵省)(8月31日官報号外)
- 昭和42年度以降における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第300号)(大蔵省)(8月31日官報号外)
- 国家公務員共済組合の更新組合員等で外国政府職員等の期間を有するものが申し出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令の一部を改正する政令(政令第301号)(大蔵省)(8月31日官報号外)
- 国家公務員共済組合法による年金の額の改定に関する政令(政令第302号)(大蔵省)(8月31日官報号外)

### 【省 令】

- 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部省令第38号、8月8日官報)
- 国家公務員共済組合施行規則の一部を改正する省

令(大蔵省令第49号、8月31日官報号外)

- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第1条の6に規定する仮定俸給の額等を定める省令の一部を改正する省令(大蔵省令第50号、8月31日官報号外)
- 国家公務員共済組合の更新組合員で外国政府職員等の期間を組合員期間に算入しないことを希望する場合の手續に関する省令の一部を改正する省令(大蔵省令第51号、8月31日官報号外)
- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令(文部省令第41号、10月1日官報)
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第42号、10月1日官報)

### 【規 則】

- 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則(人事院規則9-2、8月31日官報)
- 俸給の調整額の一部を改正する規則(人事院規則9-6、8月31日官報)
- 初任給、昇給、昇給等の基準の一部を改正する規則(人事院規則9-8、8月31日官報)
- 特殊勤務手当の一部を改正する規則(人事院規則9-30、8月31日官報)
- 特地勤務手当等の一部を改正する規則(人事院規則9-55、9月4日官報)
- 初任給調整手当の一部を改正する規則(人事院規則9-34、10月22日官報)
- 職員の災害補償の一部を改正する規則(人事院規則16-0、11月1日官報)
- 災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則(人事院規則16-3、11月1日官報)
- 補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則(人事院規則16-4、11月1日官報)
- 給与簿の一部を改正する規則(人事院規則9-5、11月25日官報)
- 俸給等の支給の一部を改正する規則(人事院規則9-7、11月25日官報)

【告 示】

○文部省共済組合運営規則の一部を改正する件（文部省告示第161号、11月12日官報）

○健康保険法第71条ノ4第4項の規定に基づき、政府の所掌する健康保険料率を定める件（厚生省告示第315号、11月14日官報）

学 内 規 程

○お茶の水女子大学教官選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和49年9月25日

お茶の水女子大学長 谷田 閱次

○お茶の水女子大学教官選考規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学教官選考規程の一部を次のように改正する。

第17条第5号中「教諭」を「教官」に改める。

附 則

この規程は、昭和49年9月25日から施行する。

○お茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和49年9月25日

お茶の水女子大学長 谷田 閱次

○お茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部附属幼稚園規程の一部を次のように改正する。

文教育学部附属幼稚園規程第5条中「園長、」の次に「教頭、」を加える。

附 則

この規程は、昭和49年9月25日から施行する。

○お茶の水女子大学附属学校園の教頭に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

昭和49年10月30日

お茶の水女子大学長 谷田 閱次

○お茶の水女子大学附属学校園の教頭に関する規程を廃止する規程

お茶の水女子大学附属学校園の教頭に関する規程（昭和33年2月26日評議会決定）は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和49年10月30日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

○お茶の水女子大学所属国有財産使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和49年10月30日

お茶の水女子大学長 谷田 閱次

○お茶の水女子大学所属国有財産使用規程の一部を改正する規程

第4条中「別表」を「法令に基づき学長が別に定める」に改める。

附 則

この規程は、昭和49年10月30日から施行する。

○お茶の水女子大学理学部極低温実験室高圧ガス危害予防規程を次のように制定する。

昭和49年11月13日

お茶の水女子大学長 谷田 閱次

○お茶の水女子大学理学部極低温実験室高圧ガス危害予防規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、高圧ガス取締法第26条の規定に基づき、お茶の水女子大学理学部極低温実験室（以下「実験室」という。）におけるヘリウム及び窒素ガスの高圧ガス製造、貯蔵その他の取扱いを規制し、一般高圧ガス保安規則を補い、これらによる災害を防止し、安全を確保することを目的とする。

(規程等の遵守義務)

第2条 本学においては、何人も高圧ガスによる災害発生の防止及び公共の安全保持のためこの規程を遵守し、法令及びこの規程を遵守するための指示に従わなければならない。

(保安管理組織)

第3条 実験室の保安管理組織と職制の関係は別表1のとおりとする。

(最高保安責任者の責務)

第4条 最高保安責任者は、法令及び極低温実験室運営委員会の議に基づき実験室の安全な運営を統括し、保安管理状況を把握するとともに、危害予防規程を関係者に遵守させる責任を有する。

2 最高保安責任者は、室長から危害予防その他について意見の具申があったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(室長の責務)

第5条 室長は、最高保安責任者を補佐し、実験室における高圧ガス製造設備を常に法令等に基づく

保安基準に合致するように維持し、保安管理状況を具体的に把握するとともに、危害予防規程を遵守させる責任を有する。

- 2 室長は、高圧ガス作業主任者（以下「主任者」という。）及び室員から危害予防その他について意見の具申があったときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

（主任者の責務と権限）

第6条 主任者は、実験室を使用して作業に従事する者（以下「取扱者」という。）の高圧ガス製造設備の取扱いにかかわる保安について、全般的に監督を行い、この規程及び別に定める「高圧ガス製造設備取扱要領」（以下「取扱要領」という。）を完全に実施する責任と、そのための権限を有する。

- 2 主任者は、この規程を実施するのに必要なとき、及び危害予防上危険のおそれがあると認めるときは、その意見を具申しなければならない。

3 主任者の代理者は、主任者がその職務を行うことができない場合は、その職務を代行する。

（室員の責務）

第7条 室員は、実験室における業務を分担し、高圧ガス製造設備をこの規程及び取扱要領に基づく保安基準に合致するよう維持することに務め、危害予防規程を遵守する責任を有する。

- 2 室員は、危害予防上危険のおそれがあると認めるときは、その意見を具申しなければならない。

（主任者の監督すべき事項と方法）

第8条 主任者は、次に掲げる事項について指導し、監督しなければならない。

一 高圧ガス製造設備の保安にかかわる管理基準、取扱基準の整備及びその周知徹底

二 高圧ガス容器の管理状況

三 高圧ガス製造設備の検査基準の整備並びに定期自主検査の実施と成績の検討

四 緊急時対策の検討及び緊急時の訓練

五 保安検査及び自主検査記録の作成

六 高圧ガス製造設備の改修等変更に伴う措置

七 保安教育の実施

- 2 主任者は、監督すべき事項が確実に実施されているかどうかを確認しなければならない。

## 第2章 災害防止に関する必要事項

（製造施設関係）

（位置）

第9条 高圧ガス製造施設の位置は、その貯蔵設備

及び処理設備の外側から、第一種保安物件（学校等）に対しては第一種設備距離（8メートル）以上、第二種保安物件（人家等）に対しては第二種設備距離（6メートル）以上の距離をとるものとする。

（移動式製造設備の位置）

第10条 移動式製造設備は引火性若しくは発火性の物のたい積した場所の付近に停止させてはならない。

- 2 移動式製造設備により製造を行なうときは、当該製造設備の外側から、第一種保安物件に対しては8メートル以上、第二種保安物件に対しては6メートル以上の距離をとらなければならない。

（建物と障壁）

第11条 高圧ガス製造設備を設置する室及び容器置場の材質は、不燃材料とする。

- 2 圧縮機と充てん室及び容器置場との間には、厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁を設けるものとする。

- 3 圧縮機を据付ける床は、堅固な基礎によるものとし、圧縮機の据付けは、振動を防ぐための措置を講じなければならない。

（容器置場）

第12条 充てん容器等は充てん容器及び残ガス容器に区分して容器置場に置くものとする。

- 2 容器置物には計量器等作業に必要な物以外の物を置いてはならない。

- 3 充てん容器等については、その温度が摂氏40度を越えないよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 充てん容器等については、常に転落、転倒により、衝撃及びバルブの損傷を起こすことのないよう必要な防止措置を講じなければならない。

（標識）

第13条 高圧ガス製造施設については、外部から見やすい場所に「高圧ガス製造設備室」、「高圧ガス容器置場」等の表示を行い、周囲には、その必要に応じ「無断立入禁止」、「火気厳禁」等の警戒標識を掲げるものとする。

（耐圧と気密）

第14条 設置する高圧ガス設備は、常用の圧力の1.5倍以上で行う耐圧試験及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格したものでなければならない。

(設備の強度等)

第15条 高圧ガス設備は、常用の圧力の2倍以上の圧力で降伏を起さないような肉厚を有するものでなければならない。

2 導管は、腐食しにくい材料又は防食の措置を講じたものを使用し、振動を防止するための措置を講じなければならない。

(安全装置)

第16条 安全装置は、次に掲げる基準によるものとする。

- 一 安全弁の作動圧力は、耐圧試験圧力の10分の8以下とする。
- 二 安全弁の放出口は、雨水、異物等が入らないようにし安全な方向に向ける。
- 三 安全弁に元バルブを設けた場合又は安全弁の出口側にバルブを設けた場合は、その元バルブ又は出口側バルブの開閉が明らかに解るようにし、封印弁とし固定措置を行う。
- 四 高圧しゃ断装置の作動圧力は最高常用圧力とし、最高常用圧力は130±5キログラム毎平方センチメートルとする。

(圧力計)

第17条 圧縮ガスの高圧ガス設備には圧力計を設け、その圧力計の最大目盛は常用の圧力の1.5倍以上3倍以下のものとする。

2 圧力計には振動防止処置を講じなければならない。

3 標準とする圧力計は、1個以上常備し、年1回以上の計量法による検定を受けなければならない。

(液面計)

第18条 500リットル以上の貯槽には液面計を設けなければならない。

(制限禁止事項)

第19条 「無断立入禁止」の標示のある実験室内には、室長又は主任者が必要と認めた者以外の者は立ち入ることができない。

### 第3章 製造の方法

(使用手続き等)

第20条 実験室において高圧ガス製造設備を使用して作業を行う者は、使用年月日、目的、使用者名(複数の場合全員)等をあらかじめ室長に届出なければならない。

2 作業は、主任者あるいは室長が認める室員の立ち合い又は指導のもとで行われなければならない。

ただし、専任の従事者がある場合は、この限りでない。

3 高圧ガス製造設備を使用した者は、その運転等の状況を正確に記録しなければならない。

(製造方法)

第21条 高圧ガス製造設備の使用にかかわる保安及び作業の具体的な基準については「取扱要領」において定める。

取扱者はこれを確実に実施しなければならない。

(液化窒素ガスの充てん)

第22条 移動式製造設備により、貯槽に液化窒素ガスを充てんするときは、次に掲げる基準によるものとする。

- 一 主任者又は室長からその指示を受けた者の立ち合いのもとに行う。
- 二 車両は、サイドブレーキをかけ、さらに車止めを設ける等の措置を講じ、完全に固定させる。
- 三 当該設備と貯槽間の接続部、バルブ等から漏れのおそれのないことを確かめる。
- 四 充てん作業中は、「作業中」の警戒標識を掲げる。
- 五 充てん作業中は、貯槽の圧力計、液面計について異常の有無を監視する。
- 六 充てん量は、その容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の90%以内とする。
- 七 充てん完了後、接続管をはずすためにガスを大気に放出する時は、周囲の状況を確認し危害のおそれのないよう行ない、接続管は液が完全に放出され内圧がなくなってからはずす。
- 八 取りはずした接続管及び貯槽の接続部には、異物等が侵入しないよう措置を施す。
- 九 貯槽内圧調整弁のふき出し側バルブが完全に開かれていることを確認する。

### 第4章 保守管理と記帳

(修理変更等)

第23条 高圧ガス製造設備等の修理は、主任者又は室長からその指示を受けた者の立ち合いのもとに行い「取扱要領」に定める保安管理基準によるものとする。

2 高圧ガス製造設備の変更は、主任者の許可を得るものとし、その変更工事は主任者又は室長からその指示を受けた者の立ち合いのもとに行うものとする。

3 当該修理、変更工事を行った者又は立ち合った

者は、その状況、結果、確認事項等を記録し、室長に提出するものとする。

(安全弁の管理)

第24条 取扱者は、安全弁にかかわる次の事項については、あらかじめ主任者の許可を得なければならない。

- 一 作動圧力の変更
- 二 元バルブの開閉
- 三 出口側バルブの閉止

(点 検)

第25条 取扱者は、高压ガスの製造ごとに製造設備の作動状況について、別表2に定めるところにより点検を行い、異常があるときは当該設備の補修、その他の危険を防止する措置を講じなければならない。

(自主検査)

第26条 主任者は、次に掲げる基準により、自主検査をしなければならない。

- 一 高压ガス製造設備及び液体窒素貯槽に対しては、定期的に検査計画書を作成し、各検査を自主的に行い、その結果を記録し保管する。
- 二 検査の対象設備及び期間は、別表3のとおりとする。
- 三 定期自主検査により異常が発見されたときは、直ちに使用を停止し、修理等の必要な措置を講ずる。

(記録簿)

第27条 実験室には、次の各号に掲げる帳簿をそなえ、関係者はそのつど必要事項を記載し、当該各号に定める期間保管するものとする。

- 一 運転記録簿 3年間
- イ ヘリウム液化装置記録簿(別記様式1)
- ロ ヘリウム純化記録簿(別記様式2)
- 二 容器受入簿(容器番号、受入年月日等) 3年間
- 三 容器台帳
- 四 検査記録簿(検査年月日、検査結果、修理等) 3年間
- 五 点検記録簿(各機器(貯槽、圧力計、配管等)ごとに結果、故障箇所、修理の方法等) 3年間

## 第5章 保安教育

(保安教育)

第28条 保安教育は、別に定める保安教育計画書に基づき行わなければならない。

2 保安教育を行ったときは、実施記録を作成し、

これを3年間保管する。

## 第6章 危険時の措置及び訓練方法

(緊急事態の措置)

第29条 災害の発生(近隣の火災を含む。)を発見した場合は、所要の警報を発すると共に、ただちに理学部事務部又は主任者に通報しなければならない。

2 主任者は、前項の通報を受けた場合又は自らそれを知った場合は、応急措置を指示し又はただちに避難警告、ガスの放出、警察署、消防署等への通報等必要に応じ適切な措置をとるとともに、最高保安責任者及び室長に報告しなければならない。

(緊急運転停止)

第30条 緊急に運転を停止する必要ありと判断される災害発生を発見した場合は、最高保安責任者又は主任者の命令をまたず、ただちに停止措置を行うことができる。

(災害現場の応急措置)

第31条 災害発生時の応急措置については、最高保安責任者、主任者又はあらかじめ指定された者の指示に従わなければならない。

(緊急措置の訓練)

第32条 最高保安責任者は、訓練計画をたてて災害規模に応じた緊急措置判断力の養成、緊急運転停止操作法の熟知に関し訓練を行う。

(災害再発防止)

第33条 主任者は、災害その他の異常状態が発生したときは、その状況の詳細な調査を行い、これの原因を究明して室長に報告しなければならない。

2 室長は、前項の報告に基づき災害の再発防止のための適切な措置を講じなければならない。

## 第7章 予防規程等の周知と違反者

に対する措置

(周知方法)

第34条 保安教育担当者(保安教育計画第3章の保安教育担当者をいう。以下次条において同じ。)は、次に掲げるところにより予防規程等の周知をはからなければならない。

- 一 学内者(職員及び学生)保安教育計画書
- 二 学外者(業者、工事人等)保安教育計画書のうち必要な事項

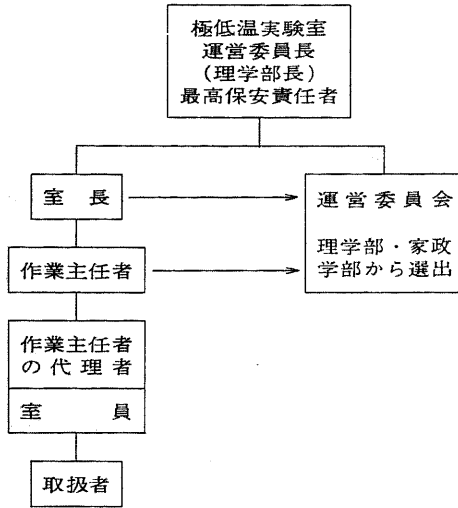
(違反者に対する措置)

第35条 保安教育担当者は、この規程に違反した者に対しては、再び違反のないよう必ず保安に関する再教育を行うものとする。

附 則

この規程は昭和49年11月13日から施行する。

〈別表1〉



- ※ 運営委員 本学専任教員
- ※※ 室長 } 理学部専任教員
- ※※ 室員 }
- ※※※ 作業主任者 } 本学専任教職員
- ※※※ 及びその代理者 }

〈別表2〉

運転時の設備点検表

設備の種類	点 検 事 項
電気設備	負 荷 の 程 度
消 火 器	消火器の数量、位置
安 全 弁	元弁の開放確認
圧 縮 器	運転時間、総運転時間 運転状態における漏えい検査 振 動、異常音の有無 平 均 運 転 圧 力 冷 却 水 の 入 出 口 温 度 潤 滑 油 量 軸封部よりの油リーク量 クランクケース温度 オイルセパレーターの油ドレン状況
配 管	ガスもれ検査、バルブ開閉確認
容 器	ガスもれ検査、容器の区分

〈別表3〉

自 主 検 査 表

検査箇所 検査項目	貯 槽	処理設備	配 管	電気設備	周囲状況	コールド エバポレ ーター
外 観 検 査	1 M	1 M	1 M	1 M	1 M	1 M
漏 え い 検 査		1 W	1 W			
気 密 検 査	1 Y	1 Y	1 Y			1 Y
真 空 度 検 査	1 Y					1 Y
断 熱 性 能 検 査	1 Y					1 Y
洗 滌	1 Y	1 Y				
油 分 検 査	1 Y	1 Y				
安全弁作動検査	6 M	6 M	6 M			6 M
圧力計比較検査	6 M	6 M				6 M
液面計比較検査	6 M					6 M
絶縁低抗検査				1 Y		
接地低抗検査	1 Y			1 Y		

1 W 1週に1回      1 M 1月に1回      1 Y 1年に1回

# 人 事

## ◎人事異動

○昭和49年8月1日

- 文部事務官（厚生課） 古賀 智  
 文部事務官（文教教育学部附属中学校） 鎌田 啓子  
 庶務課に配置換する。  
 文部事務官（会計課） 近本 政明  
 厚生課に配置換する。  
 文部事務官（庶務課） 佐藤 光廣  
 附属図書館に配置換する。  
 文部事務官（庶務課） 桐ヶ谷 君子  
 文部事務官（会計課） 斎藤 正男  
 附属中学校に配置換する。

○昭和49年8月20日

- 文部教官（東京大学助手東洋文化研究所） 佐藤 次高  
 講師文教教育学部に昇任させる。

○昭和49年8月23日 (文部省)

- 文部教官（教授文教教育学部） 和田 久徳  
 文教教育学部附属幼稚園長事務代理を免ずる。

○昭和49年9月1日 (文部省)

- 文部教官（教授文教教育学部） 市古 宙三  
 附属図書館長に併任する。

併任の期間は昭和51年8月31日までとする。

- 文部教官（教授家政学部附属食物化学研究施設） 福場 博保  
 家政学部附属食物化学研究施設長に併任する。

併任の期間は昭和51年8月31日までとする。

- 文部教官（附属高等学校教諭） 桜井 孝行  
 附属高等学校教頭に昇任させる。

附属高等学校教頭の併任を解除する。

- 文部教官（附属中学校教諭） 猿山ふみ子  
 附属中学校教頭に昇任させる。

附属中学校教頭の併任を解除する。

- 文部教官（附属小学校教諭） 萩原 栄  
 附属小学校教頭に昇任させる。

附属小学校教頭の併任を解除する。

- 文部教官（附属幼稚園教諭） 堀合 文子  
 附属幼稚園教頭に昇任させる。

附属幼稚園教頭の併任を解除する。

○昭和49年9月28日

大岩 順子

文部教官（附属高等学校教諭）に臨時的に任用する。

任期は昭和49年11月8日までとする。

○昭和49年10月1日 (文部省)

文部教官（教授文教教育学部） 河野 重男  
 文教教育学部長に併任する。

併任の期間は昭和51年9月30日までとする。

評議員に併任する。

併任の期間は昭和51年9月30日までとする。

文部教官（教授理学部） 中西 正城

文部教官（教授理学部） 太田 次郎

評議員に併任する。

併任の期間は昭和50年9月30日までとする。

文部教官（助教授保健管理センター）

水野 悌一

助教授家政学部に併任する。

併任の期間は昭和50年3月31日までとする。

文部教官（教授理学部） 立花 太郎

文部教官（教授理学部） 伊関兼四郎

評議員の併任を解除する。

○昭和49年10月25日 (文部省)

文部教官（助教授家政学部） 林 雅子

教授家政学部昇任させる。

○昭和49年11月1日 (文部省)

文部教官（助教授保健管理センター）

水野 悌一

保健管理センター所長に併任する。

併任の期間は昭和51年10月31日までとする。

○昭和49年11月5日 (文部省)

文部教官（助教授家政学部） 松川 哲哉

教授家政学部昇任させる。

○昭和49年11月9日

文部教官（附属高等学校教諭） 大岩 順子

臨時的任用を更新する。

任期は昭和49年12月14日までとする。

○昭和49年11月20日

河野 美雪

文部技官（附属小学校栄養士）に採用する。

## ◎学科主任・学内委員

○昭和49年9月16日

助教授 富田 守

保健管理センター運営委員会委員を免ずる。

- 教授 森 隆夫
- 講師 片岡 康子
- 教授 阿阪 三郎
- “ 塚本 晃
- “ 田口 恒夫
- “ 浅見千鶴子
- “ 松本千代栄
- “ 坂上 治郎
- 助教授 富田 守

保健管理センター運営委員会委員を命ずる。

任期は昭和51年9月15日までとする。

○昭和49年10月1日

教授 塚本 晃  
生物学科主任を命ずる。

教授 津山 尚  
生物学科主任を免ずる。

- 助教授 佐藤 保
- 講師 齊藤 功
- 教授 柳田 為正
- 助教授 中谷 陽一

学生委員会委員を命ずる。

任期は昭和50年9月30日までとする。

- 助教授 宮島 喬
- 教授 岩田 義一
- 助教授 島田 淳子

学寮委員会委員を命ずる。

任期は昭和50年9月30日までとする。

- 講師 上野 浩道
- 助教授 田中 翠

講師 長谷部ヤエ

学生会館臨時運営委員会委員を命ずる。

任期は昭和50年9月30日までとする。

教授 井本 農一  
施設計画委員会委員を命ずる。

任期は昭和51年9月30日までとする。

- 教授 浅海 重夫
- “ 中西 正城
- 助教授 伊藤 厚子
- “ 清水 碩
- “ 林 雅子

ラジオアイソトープ実験室運営委員会委員を命ずる。

任期は昭和51年9月30日までとする。

- 教授 木原 研三
- “ 伊藤 秋子
- “ 曾根 興三
- “ 石黒 英一

予算委員会委員を命ずる。

任期は昭和50年9月30日までとする。

教授 岡嶋 正枝  
一般教育委員会委員を命ずる。

任期は昭和51年9月30日までとする。

- 教授 浅海 重夫
- 教授 中西 正城
- 助教授 伊藤 厚子
- “ 清水 碩

助教授 中島 利誠  
ラジオアイソトープ実験室運営委員会委員を命ずる。

◎非常勤講師

発令年月日	異動種目	氏 名	所 属	任期又は併任の期間	本 務 そ の 他
49. 9. 1	併 任	山 口 武 雄	理・生物	49. 10. 20	放射線医学総合研究所
“	“	西 平 直 喜	家・児童	49. 9. 30	山梨大学教授
49. 9. 27	辞 職	大 岩 順 子	文・附中		
49. 10. 1	採 用	原 ひろ子	家・児童	49. 10. 31	
49. 10. 9	併任解除	小 池 健 男	文・仏文		東京教育大学助教授
49. 10. 10	採 用	久 野 一 枝	家・児童	49. 10. 12	
49. 10. 21	併 任	土 屋 賢 二	文・哲学	50. 3. 31	東京大学助手
“	採 用	市 倉 宏 祐	“	“	専修大学教授
“	併 任	鶴 見 卓 三	文・史学	“	千葉大学教授
“	“	長 崎 暢 子	“	“	東京大学助手
“	“	北 村 文 治	“	“	文化庁
“	“	有 末 武 夫	文・地理	“	群馬大学助教授



発令年月日	異動種目	氏名	所属	任期又は併任の期間	本務その他
49.10.21	併任	吉野正敏	文・地理	50.3.31	筑波大学教授
"	"	坂元政子	"	"	気象研究所
"	"	山本正三	"	"	東京教育大学助教授
"	採用	楠山春樹	文・中文	"	早稲田大学教授
"	"	楠原彰	文・教育	"	国学院大学講師
"	併任	持田栄一	"	"	東京大学教授
"	採用	神田道子	"	"	東洋大学講師
"	任用更新	白銀一彦	"	"	東京女子大学助教授
"	採用	石橋泰	文・表体	"	桐朋学園大学講師
"	"	吉田敬一	"	"	昭和大学教授
"	併任	佐伯聡夫	"	"	東京大学講師
"	併任	梅本二郎	文・表体	"	文部省体育局
"	採用	米山文明	文・音楽	"	
"	併任	原朗	文・共通	"	東京大学助教授
"	採用	北條淳子	"	"	早稲田大学助教授
"	"	川添利幸	文・一般教育	"	中央大学教授
"	"	山田卓生	"	"	中央大学助教授
"	併任	安藤良雄	"	"	東京大学教授
"	採用	佐藤良子	文・一般体育	"	東京女子大学助教授
"	"	三須徳次	"	"	
"	併任	片岡暁夫	"	"	筑波大学助教授
"	採用	松原秀一	文・仏文	"	慶応義塾大学教授
"	"	村井実	文・教職	"	慶応義塾大学教授
"	併任	平川公義	"	"	東京大学教授
"	"	相場了	"	"	東京大学教育講師
"	"	伊藤正三	理・数学	"	東京大学教授
"	採用	和田淳蔵	"	"	早稲田大学教授
"	"	遠藤静雄	"	"	東京都立大学教授
"	併任	小和田正	"	"	東京教育大学助教授
"	"	小西真理子	"	"	東京工業大学助手
"	採用	八木江里	理・物理	"	東洋大学助教授
"	併任	野田春彦	理・化学	"	東京大学教授
"	採用	山田省二	"	"	日本石油顧問
"	"	中原勝厳	"	"	立教大学教授
"	"	島誠	"	"	理化学研究所
"	併任	大滝仁志	"	"	東京工業大学教授
"	"	積田亨	"	"	東京大学教授
"	採用	中村禎里	理・生物	"	立正大学助教授
"	併任	原襄	"	"	東京大学助教授
"	採用	岩瀬方子	"	"	東京都立大学助手
"	併任	山口武雄	"	"	放射線医学総合研究所
"	採用	岡崎嘉代	"	"	東京都立大学助教授
"	併任	沖野啓子	"	"	国立遺伝学研究所
"	"	山田正篤	"	"	東京大学教授
"	"	朝比奈正二郎	"	"	国立予防衛生研究所
"	"	戸塚績	"	"	東京大学助手

発令年月日	異動種目	氏名	所属	任期又は 併任の期間	本務その他
49.10.21	併任	藤田長子	理・共通	50.3.31	東京大学講師
"	採用	久米庸孝	"	"	"
"	"	石川孝夫	"	"	東京理科大学教授
"	併任	木下実	家・食物	"	東京大学助教授
"	"	藤巻正生	"	"	東京大学教授
"	併任	斐田泰治	家・食物	"	東京大学教授
"	"	宮崎基嘉	"	"	"
"	"	藤田暉通	"	"	"
"	採用	石川松太郎	"	"	和洋女子大学教授
"	"	武保	"	"	"
"	併任	河端俊治	"	"	国立予防衛生研究所
"	採用	松元文子	"	"	女子栄養大学教授
"	併任	吉川誠次	"	"	食品総合研究所
"	"	三谷英美子	"	49.12.31	浜松医科大学助手
"	"	石川欣造	家・被服	50.3.31	東京工業大学教授
"	"	磯田浩	"	"	東京大学教授
"	任用更新	芦沢玖美	"	"	杏林大学講師
"	採用	北原文雄	"	"	東京理科大学教授
"	"	安井孝治	家・家庭経営	"	慶応義塾大学教授
"	"	杉靖三郎	"	"	専修大学教授
"	併任	大森和子	"	"	東京学芸大学教授
"	採用	藤井正一	"	"	芝浦工業大学教授
"	"	板谷麗子	家・共通	"	東京家政学院大学助教授
49.10.28	"	大曾根章介	文・国文	"	中央大学教授
"	"	篠井寧子	文・音楽	"	国立音楽大学講師
49.11.1	任用更新	鈴木真弓	文・附小	49.11.30	"
"	採用	西本吉助	理・化学	50.3.31	大阪市立大学助教授
"	併任	平川暁子	"	"	東京大学講師
"	"	兼岡一郎	理・共通	"	東京大学助手
49.11.13	"	大沢利昭	理・化学	"	東京大学教授
"	"	斉藤太郎	"	"	東京大学講師

## ◎非常勤職員

発令年月日	異動種目	氏名	所属	職名	任期	備考
49.8.1	採用	増沢節子	学生課	事務補佐員	50.3.24	
"	"	立花和子	家政学部	教務補佐員	50.3.31	
49.8.7	"	中里澄子	理学部	臨時事務補佐員	"	
49.8.28	"	藤倉利恵	会計課	"	"	
49.8.31	"	栗原明子	"	"	"	
49.9.1	"	人見節子	家政学部	教務補佐員	"	
49.9.17	"	島田典子	"	"	"	
49.9.18	辞職	中島輝子	"	"	"	
49.9.20	"	杉内蘭子	厚生課	事務補佐員	"	
"	"	柳瀬サエ子	家政学部	教務補佐員	"	
49.9.27	"	大岩順子	文教育学部	"	"	

発令年月日	異動種目	氏名	所属	職名	任期	備考
49. 9. 28	採用	吉岡真弓	文教育学部	事務補佐員	49. 12. 31	
49. 9. 30	辞職	平井吉子	附属図書館	"		
"	"	福田文子	理学部	"		
"	"	横田恵里	家政学部	教務補佐員		
49. 10. 1	採用	原安子	附属図書館	臨時事務補佐員	50. 3. 31	
"	配置換	戸松むつみ	"	事務補佐員	50. 3. 24	
"	任用更新	片野仁美	家政学部	教務補佐員	50. 3. 31	
49. 10. 2	採用	大橋紀子	附属図書館	事務補佐員	49. 12. 9	
"	辞職	光木美子	家政学部	教務補佐員		
49. 10. 3	採用	佐藤春美	厚生課	臨時事務補佐員	50. 3. 31	
49. 10. 10	辞職	"	"	"		
49. 10. 15	採用	渡辺寿子	家政学部	教務補佐員	50. 3. 31	
49. 11. 1	"	石井和子	厚生課	臨時事務補佐員	"	
"	"	重松濤子	文教育学部	教務補佐員	"	
49. 11. 5	"	宮原光子	附属高等学校	事務補佐員	"	
49. 11. 20	辞職	玉城恵子	文教育学部	教務補佐員		
49. 11. 30	"	渡辺やよい	家政学部	"		

## 学 事

### ○昭和50年度お茶の水女子大学学生募集要項

#### 1. 募集学科及び人員

文教育学部	文 学 科			教 育 学 科				人 員	
	哲学専攻	史学専攻	地理学専攻	教育学専攻	表体専攻	現学専攻	音教専攻		
20	20	18	30	10	30	30	15	12	185
理学部	数 学 科		物 理 学 科		化 学 科		生 物 学 科		計
	20		20		20		25		
家政学部	児 童 学 科		食 物 学 科		被 服 学 科		家 庭 経 営 学 科		計
	35		27		30		28		

#### 2. 出願資格 下記に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者及び昭和50年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び昭和50年3月修了見込みの者
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

#### 3. 出願手続

- (1) 出願書類等

1. 出願カード 本学所定のもの。

#### 2. 調 査 書 出身学校長作成のもの。

大学入学資格検定合格者は合格成績証明書(文部省発行)を提出する。

3. 健康診断書 提出しなくてもよい。ただし、昭和48年3月以前の高等学校卒業者並びに検定合格者は、「視力、色覚、聴力結核及びその他の疾病、異常等」について医師が作成

した健康診断書(様式は特に定めない。)を提出すること。

- 4. 検定料5,000円 「郵便為替」とし受取人指定欄にお茶の水女子大学と書く。
- 5. 受験許可書 他大学在学者に限り学長・学部長・学生部長のいずれかが証明したものを提出する。(様式は特に定めない。)
- 6. 受験票返送用封筒 20円切手貼付の封筒(23.5cm×12cm)に受信先を明記したもの。

(2) 出願方法

出願書類等の提出は郵送に限る。必ず書留にすること。

(1) 検査教科目と試験科目

区分	文 教 育 学 部	理 学 部	家 政 学 部	
			食 物 学 科 被 服 学 科 A	児 童 学 科 被 服 学 科 B 家 庭 経 営 学 科
国 語	現 代 国 語 古 典 乙 I 古 典 乙 II	現 代 国 語 古 典 乙 I	現 代 国 語 古 典 乙 I	
数 学	数 学 I 数 学 II B	数 学 I, 数 学 II B, 数 学 III	数 学 I 数 学 II B 数 学 III	数 学 I 数 学 II B
理 科	( な し )	※物理B 化学B 生 物 } 2科目 選 択	化 学 B	( な し )
外 国 語	英 語 B ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語 } 1 か 国 語 選 択			

- 注1 ※ 物理学科志望者(第一志望、第二志望とも)は必ず物理Bを含むこと。
- 注2 被服学科志望者はA・Bいずれで受験してもよいが、A・B各々からそれぞれ約15名ずつ合格者を決定する。被服学科を第二志望とする者は、A・Bいずれかを明記すること。
- 注3 家政学部志望者は第二志望の如何にかかわらず、第一志望の試験科目のみを受験すること。

(2) 実技検査

表現体育学専攻志望者(第一志望、第二志望とも)に次の二種の検査を行う。

- 1. ダンス……与えられた基礎運動及び創作
- 2. 陸上競技、球技、器機運動のうちいずれか一つを選択、その内容は次の通り。  
陸上競技……短距離走及び走り幅とび  
球 技……バレーボール又はバスケットボール  
器機運動……平均台運動及びマット運動(手具運動も可)

音楽教育学専攻志望者(第一志望、第二志望とも)に次の検査を行う。

原則として出身学校長を経由し郵送すること。やむを得ない場合は本人が直接郵送してもよい。

注1 提出先は志望学部事務部あてとし、その左下に必ず「志望学科・専攻名」を記入し、「入学願書在中」と赤色で書くこと。

注2 本学では出願書類を受理すると「受験票」と「受験者心得」を直ちに返送しているため、願書発送後2週間以上たっても未着のときは問い合わせること。

4. 出願期間

昭和50年2月1日(土)～2月10日(月) 締切日までの消印があれば有効。

5. 学力検査 3月3日(月)、4日(火)

次表より受験科目を選定して出願カードに記入し、その科目を受験する。

1. 聴音書取 旋律の聴音と、和音進行のバス声部の聴音

2. 声 楽 自由曲 1曲(例えば次の程度の曲)

- (1) ジョルダーニ作曲 Caro mio ben
- (2) ベートーヴェン作曲 Ich liebe dich
- (3) モーツァルト作曲 Voi, che sapete (歌劇「フィガロの結婚」より)

声楽の自由曲は伴奏用楽譜(複写譜も可)を必要とするので、受験者は、必ず楽譜に氏名を明記し、出願書類等と一緒に送ること。

3. ピアノ 自由曲 1曲(例えば次の程度の曲)

(1) バッハ作曲 三声インヴェンション

作品31 第2番 第1楽章

(2) モーツァルト作曲 ソナタ イ短調

(3) 小論文

K. 310 第1楽章

児童学科及び家庭経営学科を第一志望とする

(3) ベートーヴェン作曲 ソナタ ニ短調

者には小論文を課す。

6. 学力検査日時割

日時・教科 目等		3 / 3 (月)		3 / 4 (火)	
		国 語	数 学	外 国 語	理 科 { 実 技 }
文 教 育 学 部 学 科 ・ 専 攻 等	表 現 体 育 学 音 楽 教 育 学 以 外 の 学 科	10:00~ 12:00	13:30~ 15:00	10:00~ 12:00	理 科 { 実 技 }
	表 現 体 育 学 音 楽 教 育 学				
理 学 部	数 学 学 科 物 理 学 科 化 学 学 科 生 物 学 科	10:00~ 11:30	13:30~ 16:30	10:00~ 11:30	理 科 13:00~ 16:00
家 政 学 部	食 物 学 科 被 服 学 科 A	10:00~ 11:30	13:30~ 16:30	10:00~ 11:30	理 科 13:00~ 14:30
	被 服 学 科 B		13:30~ 15:00		(小論文) 13:00~ 14:30
	児 童 学 科 家 庭 経 営 学 科				

注 ※実技は、3月5日(水)10時からも行う場合がある。

7. 検査場所 お茶の水女子大学(東京都文京区  
大塚2丁目1の1)

間の予定。

この間に手続をしない者は合格  
を取り消される。

8. 合格発表及び入学手続等

(1) 合格決定 学力検査・調査書並びに健康診  
断書を総合して判定する。

9. 注意事項

(1) 受験関係の問い合わせは志望学部事務部あ  
てとし、必ず、往復はがきによるか、又は返  
信用封筒(切手添付)を同封し、返信先を明  
記すること。

(2) 合格発表 3月18日(火)の予定。学内に掲  
示するとともに、合格通知書と  
同時に入学及び入寮の関係書類  
(別便)を送付する。

(2) 受験中の宿泊資料を希望する者は厚生課に  
照会されたい。

(3) 入学手続 4月4日(金)と5日(土)の2日

昭和49年度科学研究費補助金交付一覧

研究費の 種 目	所 属	官 職	氏 名	昭和49年度 交付決定額	研 究 課 題	課題番号
一般研究(B) 継 続	理	助教授	丸 山 有 成	千円 1,580	トンネルスペクトロスコープによる固体 有機物の電子構造(特に電導帯)の研究	847005
"	"	教 授	曾 根 興 三	200	レーザーラマンスペクトルによる 溶液中の金属錯体の研究	847030
計			2 件	1,780		
特定研究(1)	理	教 授	坂 上 治 郎	2,000	高多重度測定法によるヒートアイ ランドの基礎的研究	910314
計			1 件	2,000		
総合研究(A)	理	助教授	細 矢 治 夫	2,590	液体物性への分子論的アプローチ	934033
"	"	教 授	団 ジーン	2,400	卵表層糖蛋白質と受精に関する研 究	934056
"	"	"	阿 武 喜美子	2,850	細胞間マトリックスとムコ多糖	938008
"	文	"	式 正 英	6,900	第四紀気候変化と地形及び湖底堆 積層の対比に関する研究	938026

研究費の種目	所属	官職	氏名	昭和49年度 交付決定額	研究課題	課題番号
計			4件	14,740		
一般研究(A)	文	教授	河野重男	4,000	教育内容としての言語と社会についての実験的研究	941005
計			1件	4,000		
一般研究(C)	家	助教授	板倉寿郎	900	象徴の日本的構造	951013
"	理	"	松田千鶴子	600	常微分方程式の特異点について	954011
"	"	教授	阿阪三郎	930	球および軸対称物体の伴流	954061
"	"	"	坂上治郎	1,200	温度成層中の乱流拡散の研究	954077
"	家	"	福場博保	1,070	スパイス類の消化酵素活性化機構について	958003
"	"	助教授	林雅子	1,200	環境汚染防止の立場からの洗剤中の蛍光増白染料の物質収支に関する研究	958084
計			6件	5,900		
一般研究(D)	理	講師	前田侯子	300	ルシゲニンの化学発光に関するラジカル機構の研究	964095
"	"	助手	福田豊	350	混合配位子錯体における金属-配位子間結合の性質について	964117
"	家	助教授	中谷陽一	450	食品焙焼香気 Pyrazine 類の合成的研究	966045
"	理	"	瀬野信子	340	Proteus vulgaris のコンドロスルファターゼの四糖硫酸に対する基質特異性	968019
計			4件	1,440		
奨励研究(A)	理	助手	渡辺ヒサ子	230	位相解析的手法によるポテンシャル論の研究	974025
"	"	"	芦原坦	230	高等植物におけるペントースリン酸経路の生理的意義と調節機構に関する研究	974206
計			2件	460		
総計			20件	30,320		

## 日誌(抄)

9月2日(月) 大学院理学研究科入学願書受付  
 12日(木) ]  
 4日(水) ] 大学院家政学研究科入学願書受付  
 14日(土) ]  
 4日(水) スポーツ教室開講(至11月6日)  
 11日(水) 大学授業開始、大学資料室運営委員会、附属学校運営委員会  
 13日(金) 保健管理センター運営委員会、電子計算機室運営委員会、極低温実験室運営委員会  
 17日(火) 留学生顧問教官会議、一般教育委員会(持廻り)  
 18日(水) 研究科委員会(文・理・家)、三学部教授会  
 19日(木) 教務委員会、入試委員会、学生会館臨時運営委員会  
 19日(木) ]

20日(金) ] 大学院理学研究科入試  
 20日(金) 学生連絡協議会  
 25日(水) 評議会、理学研究科委員会、理学部教授会、大学院理学研究科合格者発表、学寮委員会、学寮協議会  
 27日(金) 大学院家政学研究科第1次入試  
 10月1日(火) 学寮委員会  
 1日(火) ] 教職員定期健康診断  
 2日(水) ]  
 2日(水) 研究科委員会(文・理)、教授会(文・理)  
 3日(木) ] 前学期末試験  
 9日(水) ]  
 4日(金) 学生委員会、RI実験室運営委員会  
 7日(月) 大学院家政学研究科委員会、家政学部教授会  
 8日(火) 大学院家政学研究科入試合格発表、図書館運営委員会  
 8日(火) ] 関東甲信越琉地区国立施設部課長  
 9日(水) ] 会議(於群馬大学)  
 9日(水) 評議会

- 10日(木) } 前学期末休業
- 19日(土) }
- 11日(金) 学生委員会
- 14日(月) } 外国人留学生等合同見学旅行(八
- 15日(火) } 王子、大学セミナーハウス)
- 18日(金) 極低温実験室運営委員会
- 21日(月) 後期授業開始、教務委員会
- 23日(水) 研究科委員会(文・家)、教授会  
(文・家)、昭和49年度授業料免除  
選考委員会、国立7大学理学部長  
会議、国立22大学理学部長会議  
(於麴町会館)
- 24日(木) } 国立大学等事務電算化講習会(於
- 25日(金) } 本学)
- 24日(木) 国立大学理学部長懇談会(於東京  
大学)
- 25日(金) 理学研究科委員会、理学部教授会、  
保井・黒田奨学金審査委員会、学  
生委員会、学生連絡協議会、関東  
甲信越地区国立大学長会議(於学  
士会館)
- 29日(火) 入試委員会、一般教育委員会
- 29日(火) } 関東甲信越地区国立大学事務局長
- 30日(水) } 会議(於埼玉大学)
- 30日(水) 評議会、学寮委員会、学寮協議会
- 11月1日(金) 学生委員会、学生連絡協議会、保  
井・黒田奨学金審査委員会
- 5日(火) 施設計画委員会
- 6日(水) 研究科委員会(文・理)、教授会

- (文・理・家)、保井・黒田奨学金  
審査委員会、学生委員会
- 8日(金) 体育祭
- 9日(土) } 德音祭
- 10日(日) }
- 12日(火) 教務委員会、一般教育委員会
- 13日(水) 評議会、学生委員会
- 14日(木) 学生連絡協議会
- 15日(金) 百年記念事業準備委員会
- 20日(水) 理学研究科委員会、教授会(文・  
理・家)
- 21日(木) 学生会館臨時運営委員会
- 22日(金) 学生委員会、院生協議会、教務委  
員会
- 26日(火) 教務委員会
- 27日(水) 学寮委員会、学寮協議会

諸 報

○児童手当の月額改正について

児童手当の月額が昭和49年10月分以降、次のよう  
に改正されました。

	改正前	改正後
手 当 月 額	3,000円	4,000円

○海外渡航

所属職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡航種別
文教育学部 教 授	柳 宗 玄	ドイツ連邦共和国、ギリシア、 フランス、アイルランド	美術史の研究調 査	49. 7. 31 49. 8. 27	研 修
文教育学部 教 授	松 本 千代栄	中華人民共和国	講演と研究交流	49. 8. 3 49. 8. 18	“
文教育学部 教 授	森 隆 夫	連合王国、フランス、スイス、ドイツ 連邦共和国、オーストリア、イタリア	欧州教育界の現 状視察	49. 8. 3 49. 8. 22	“
文教育学部 教 授	勝 部 真 長	オランダ、フランス、スペイン、連合 王国、スウェーデン、デンマーク	会議出席と調査	49. 8. 4 49. 8. 23	“
附属幼稚園 教 諭	河 井 祥 子	ドイツ連邦共和国、オーストリア、ス イス、連合王国、ソビエト連邦共和国、 デンマーク、オランダ、フランス	観 光	49. 8. 6 49. 9. 3	私 事
附属小学校 教 諭	福 田 静 子	アメリカ合衆国	観 光	49. 8. 7 49. 8. 28	“
附属小学校 養護教諭	池 永 佳世子	アメリカ合衆国	観 光	49. 8. 7 49. 8. 28	“

所属職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
理学部 助教	沢島 侑子	カナダ、アメリカ合衆国	学会出席と研究 交流	49. 8. 18 49. 9. 2	研 修
理学部 助教	伊藤 厚子	ドイツ連邦共和国、フランス、ベルギ ー連合王国、オランダ、オーストリア、 スイス	磁性体のメスバ ウア効果の研究	49. 8. 20 50. 2. 19	出張 (在研-短期)
文教育学部 教授	森 隆夫	アメリカ合衆国	アメリカ教育界 の現状視察	49. 8. 24 49. 8. 31	研 修
文教育学部 教授	木原 研三	連合王国	英語学の研究	49. 9. 2 49. 11. 1	出張 (在研-短期)
家政学部 教授	山西 貞	アメリカ合衆国、連合王国、スペイン、 スリランカ共和国、マレーシア	会議出席と視察	49. 9. 7 49. 10. 5	研 修
理学部 助教	高村 幸男	アメリカ合衆国、カナダ、フラ ンス、ドイツ連邦共和国	非線形偏微分方 程式の研究	49. 9. 10 50. 7. 31	"
家政学部 教授	福場 博保	アメリカ合衆国	シンポジウム出 席	49. 9. 25 49. 10. 5	"
理学部 助手	渡辺 洋子	イタリア	尋常海綿の研究	49. 9. 26 50. 3. 31	出張
家政学部 教授	稲垣 長典	アメリカ合衆国	会議出席及び大 学訪問	49. 10. 9 49. 10. 18	研 修
理学部 助手	大島 裕子	ソビエト連邦共和国	研究所にて講演 及び討論	49. 11. 18 49. 12. 1	"
文教育学部 助教授	徳丸 吉彦	ビルマ、ラオス、ベトナム共和 国、シンガポール	音楽の研究調査	49. 11. 24 49. 12. 10	"

## ○職員住所

〔新任者住所〕

〔住所変更〕

○電話架設